

# いとだ パワー全開 全力細つけ!



## 目次

- p.02~03 特集「いとよーきた」のあれこれ
- p.04~05 小中学校体育会
- p.06~08 国保が変わる
- p.08 75歳以上(後期高齢者医療)の人へ
- p.09 平成29年度の最終予算
- p.10~11 くらしの情報館
- p.16~17 まちのわだい
- p.20 職員採用試験

小学校体育会で(p.04~05に記事掲載)

## 4月にオープンしたばかりの新しい施設

# あれこれ

あれこれ 2

## 「糸田ふれあい市」のランチメニューについて――



## 新しい施設「いとよーきた」を利用してみませんか？

#### ◆ 応募資格

町内・町外の居住を問いません。また、利用形態は原則的には問いません。

### ◆利用期間

1日から3か月程度とします。ただし、当該区画につき利用希望者がいない場合は、利用開始日から1年間を限度とし継続利用することができます。

### ◆利用料金

糸田町行政財産使用料条例により徴収します。但し、当分の間は、施設利用促進を目的に無料とします。

## ◆利用条件

自らが利用する目的であること。  
※詳しくは、糸田町ホームページ  
をご覧ください。

## あれこれ 3



**“糸田もん”が本気を出してみんなで完成させた「いとよーキた」**

**4** 月1日に糸田ふれあい市販売所の跡地に糸田町多目的施設「いとよーキた」がオープンした。

この施設は、地方創生拠点整備交付金を活用し、1億総活躍社会の実現を目指す目的で建設され、地域における多世代交流の場としても期待出来るものだ。

住民ひとり一人の知恵やアイデアを集結させ完成させた「いとよーキた」は、名称はもちろん、トイレや壁の色を決めるのも住民ひとり一人の声が反映されている。さらに、驚くことに外壁の塗装作業も糸田の子どもたちが体験の一環として携わっている。

**—集いの場・憩いの場。利用してこそ  
　　眞の意味で命が吹き込まれる—**

**建**物の構成としては木造平屋建てで、様々なイベントがおこなえる「多目的室」や「多目的デッキ」、「センターテラス」などがあり、ふれあい市の区画ではハンバーーガーや弁当などの販売をおこなっている。また「多目的トイレ」や「授乳室」などの設備も充実している。

今後は、ワークショップやイベント、物品販売など幅広い用途での利用者を募集している。

ぜひ、散歩中や学校帰りなど、“憩いの場”としても気軽に立ち寄り、多くの人の思いが詰まつた「いとよーキた」を感じて欲しい。

—集いの場・憩いの場。利用してこそ  
真の意味で「命」が次々込まれる

## あれこれ 1

### 4月にオープンしたばかりの施設 「いとよーきた」



# 最後まであきらめず全力疾走！糸田っ子



素晴らしいピラミッド



みんな飛んでっ！



スタートライン



児童宣誓



暑さに負けず



出番直前



ゴールライン目前



可愛い衣装を身に纏い

6/3(日)  
小学校  
体育会

梅雨を感じさせない晴天の中、6月3日に小学校で体育会が開催されました。紅白対抗でおこなわれ、白組は「白い虎のように勝利に向かってまっすぐ突き進むぞ」、紅組は「太陽を味方につけ勝利をつかみとるぞ」を目指しました。6年生が挑戦した組体操では、素晴らしい団結力と表現力で見応え充分な技を次々に披露。難易度の高いものも、最上級生らしい堂堂とした様子で成功させました。また一年生の種目「だるまさんがころんだ」では、自分よりも大きな力で伸びて運んだりと、小学校初めての体育会を伸び伸びと過ごしていました。



一騎打ち



盛上って行くぞお～

声出していくぞお～

だるまさんが  
ころんだ

一致団結だ！

相手よりも速く

一暑さに負けず  
仲間と共に熱くなつた  
全力勝負の晴れ舞台  
そこには絆、友情  
そして感動があるー

5/27(日)  
中学校  
体育会



太鼓の音が響き渡る



円陣を組む



一つでも多く入れっ！



がむしゃらに



バトンをつないで



力強く、そしてクールに



青組



赤組



タイミングを合わせて



心を一つに



同じブロックを  
遠くから応援

すっきり晴れた青空の下、5月27日に中学校で体育会が開催されました。

今年は「限界突破～自分を磨き、他を思いやる～」をスローガンに、赤・青のブロックに分かれ大人顔負けの競技を繰り広げました。

ブロック代表で挑んだ大縄跳びでは、大きな掛け声とともに、決められた時間内に1回でも多く跳ぼうと全員動きを披露。訪れた保護者や地域の人たちに感動を与える体育会でした。

また応援合戦の一環でおこなわれた集団行動では、時おり笑いも交えながら一糸乱れぬ動きを披露。訪れた保護者や地域の人たちに感動を与える体育会でした。

今年は「限界突破～自分を磨き、他を思いやる～」をスローガンに、赤・青のブロックに分かれ大人顔負けの競技を繰り広げました。



取られてたまるかっ！



青組



## P06～P08(上段) 国保の特集 平成30年度国民健康保険のココが変わる

# 国保が変わる

保険証の切替・変更や高額療養費限度額の変更などチェックしてください  
問合せ 住民課 国民健康保険係 電話26-1235

8月から保険証がカード型になり、個人ごとに交付されます。今まで70歳以上に交付の「高齢受給者証」も一体化するので医療機関で保険証ださを提示すれば受診できます。

保険証が個人ごとに一枚のカード型に変わります

## チェック 1 **保険証について**

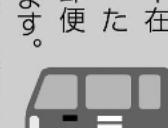
**新しい保険証は8月から  
使ってください**

保険証は身分証明になるので、紛失しないよう取扱いに十分にご注意ください。

The illustration shows a grey rectangular case with a slot on the left. A speech bubble above it says '届いたら' (When you receive). Inside the case, a white rectangular card is shown with the text 'このカードは 国民健康保険 被保険者証です' (This card is a National Health Insurance Card for beneficiaries) and a box labeled 'カード'. An arrow points from the word 'カード' to a smaller box also labeled 'カード'. Below the case, another speech bubble says 'はがして' (Peel off). A hand is shown holding the card, with an arrow pointing from the text 'この部分を' (This part) to the top edge of the card. A curved arrow at the bottom indicates the action of peeling off the top part of the card. A small box at the bottom left is labeled 'カード'.

郵便配達時に不在で受け取れなかつた場合、保険証は郵便局で一時保管されます。

8月以降は住民課に連絡してください。住民課で受け取る場合は、本人確認のため免許証などの身分証明書と印かんが必要です（代理人の場合は委任状も）。



短期保険証の交付後に完納したときは、短期保険証と納付確認のための領収書を住民課窓口に持参してください。

**必要書類**

- ▼ 保険証
- ▼ 病院の領収書
- ▼ 受診した人のマイナンバー
- （通知カードなど）
- ▼ 印かん
- ▼ 世帯主名義の通帳

## 短期保険証を交付します

**チェック2 高額療養費について**

### 高額療養費とは

1か月間にかかった医療費の患者負担が高額の場合、住民課窓口に申請して認められれば、限度額を超えた分が高額療養費として払い戻される制度です。

※限度額は世帯ごとに異なります、事前に問合せください。

※滞納があれば保険税に充てます。

**払い戻しの案内通知を送ります**

国保表①		※この表は、P08の「75歳以上(後期高齢者医療)の人へ」でも必要です！
所得区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯)
現役並みⅢ (課税所得690万円以上)	25万2,600円+(医療費-84万2,000円)×1%※1	
現役並みⅡ (課税所得380万円以上)	16万7,400円+(医療費-55万8,000円)×1%※2	
現役並みⅠ (課税所得145万円以上)	8万100円+(医療費-26万7,000円)×1%※3	
一般 (課税所得145万円未満)	1万8,000円※4	5万7,600円
低所得者Ⅱ	8,000円	2万4,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	1万5,000円

- ▶ 過去12か月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は(※1)14万100円、(※2)9万3,000円、(※3)4万4,400円
- ▶ (※4)8月～翌年7月の年間限度額は14万4,000円
- ▶ 70歳未満の所得区分や平成30年7月までの限度額、自分の世帯がどの所得区分に該当するかなどは問合せください。

## 月々の病院代を確認



**国保表①** ※この表は、P08の「75歳以上(後期高齢者医療)の人へ」でも必要です！

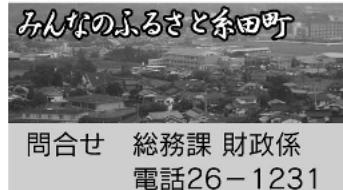
所得区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯)
現役並みⅢ (課税所得690万円以上)	25万2,600円+(医療費-84万2,000円)×1%※1	
現役並みⅡ (課税所得380万円以上)	16万7,400円+(医療費-55万8,000円)×1%※2	
現役並みⅠ (課税所得145万円以上)	8万100円+(医療費-26万7,000円)×1%※3	
一般 (課税所得145万円未満)	1万8,000円※4	5万7,600円
低所得者Ⅱ	8,000円	2万4,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	1万5,000円

- ▶ 過去12か月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は(※1)14万100円(※2)9万3,000円、(※3)4万4,400円
- ▶ (※4)8月～翌年7月の年間限度額は14万4,000円
- ▶ 70歳未満の所得区分や平成30年7月までの限度額、自分の世帯がどの所得区分に該当するなどは問合せください。

## 平成29年度の最終予算についてお知らせします

一般会計予算 51億3千5百万円  
(560,467円) ( )内は平成29年度1人あたりの予算額

【平成30年3月末現在 人口 9,162人】



### 収入

町 税 (町民税、固定資産税) など	地方交付税 (国税として納められた後、町の財政状況などに応じて国から交付されるお金)
5億1千3百万円 (55,992円)	22億7千3百万円 (248,090円)
10.0%	44.3%
国庫支出金 (国から交付される補助) 金など	県支出金 (県から交付される補助) 金など
5億8千7百万円 (64,069円)	3億6千9百万円 (40,275円)
11.4%	7.2%
町 債 (事業などをおこなう) ために借りる町の借金)	その他・諸収入 (使用料、手数料、貸付金元) (利收入、前年度繰越金など)
2億5千2百万円 (27,505円)	11億4千1百万円 (124,536円)
4.9%	22.2%

### 地方債現在高の状況

《平成29年度末》

区分	金額
普通会計債	46億 9百万円
公営企業債	2千9百万円
計	46億3千8百万円(506,221円)

### 町税の状況

《平成29年度最終予算》

税目	予算額	比率
町民税	2億4千8百万円	48.3%
固定資産税	2億1千3百万円	41.5%
軽自動車税	2千6百万円	5.1%
町たばこ税	2千6百万円	5.1%
計	5億1千3百万円(55,992円)	100%

### 支 出

総務費 (戸籍、庁舎管理、財政、選挙などの経費)	民生費 (老人・障害者福祉、保育所などの経費)
6億2千2百万円 (67,889円)	16億7千6百万円 (182,930円)
12.1%	32.7%
衛生費 (ゴミ・し尿処理、町民の健康管理などの経費)	農林商工費 (農業・観光などの経費)
11億2千6百万円 (122,899円)	2億1千6百万円 (23,576円)
21.9%	4.2%
土木費 (道路、町営住宅の整備)などの経費	教育費 (小・中学校、社会教育)などの経費
3億3千1百万円 (36,127円)	3億2千3百万円 (35,254円)
6.4%	6.3%
公債費 (町債の返済などの経費)	その他 (議会、労働、消防などの経費)
4億7千1百万円 (51,408円)	3億7千万円 (40,384円)
9.2%	7.2%

### 企業会計の状況

《平成29年度最終予算》

	水道事業会計	町立病院事業会計
収益的収入	2億2千5百万円	9億2千万円
収益的支出	2億2千5百万円	9億2千万円
差引	0円	0円
資本的収入	0円	2億5千3百万円
資本的支出	5千1百万円	1千 万円
差引	△5千1百万円	2億4千3百万円

**「限度額認定証」とは**

世帯ごとに応じた1か月あたりの窓口負担上限額を証明するものです。保険証と一緒に病院へ提示すれば、入院費や手術費が上限額までの請求になり窓口負担が抑えられます。

**「限度額認定証」の申請をしてください**

※高額療養費の払い戻し手続きをしてください(P07参照)。

**例**

入院して医療費が30万円、所得区分は低所得者Ⅱ、窓口負担2割の人

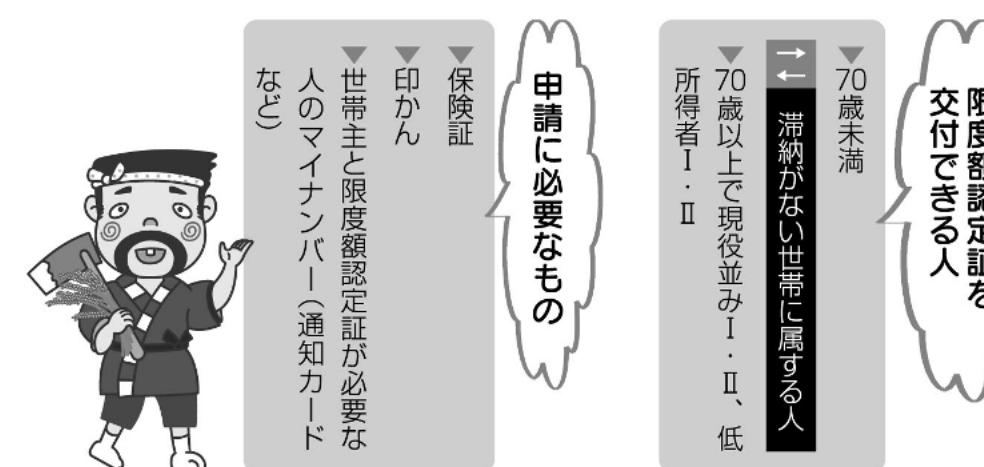
**限度額認定証を提示した**

**病院で支払う額**  
**2万4,600円**  
(部屋代・食事代など除く)

**病院で支払う額**  
**6万円**  
(医療費30万円×窓口負担2割)

**限度額認定証を提示しなかつた**

**限度額認定証を提示した**



**病院での窓口負担が気になる人へ**

8月から70歳以上で所得区分が現役並みⅠ・Ⅱの人にも「限度額認定証」を発行できるようになります。これまで同様、低所得者Ⅰ・Ⅱ世帯の人は「限度額適用・減額認定証」を発行しますので、必要な人は住民課で申請をお願いします。

8月から70歳以上で所得区分が現役並みⅠ・Ⅱの人にも「限度額認定証」を発行できるようになります。これまで同様、低所得者Ⅰ・Ⅱ世帯の人は「限度額適用・減額認定証」を発行しますので、必要な人は住民課で申請をお願いします。

## 75歳以上(後期高齢者医療)の人へ

限度額の区分見直し(P07 国保表① 参照)

問合せ 住民課 後期高齢者医療係 電話26-1235  
福岡県後期高齢者医療広域連合 電話092-651-3111

今までに高額療養費の支給申請をした人は、再申請は不要です。

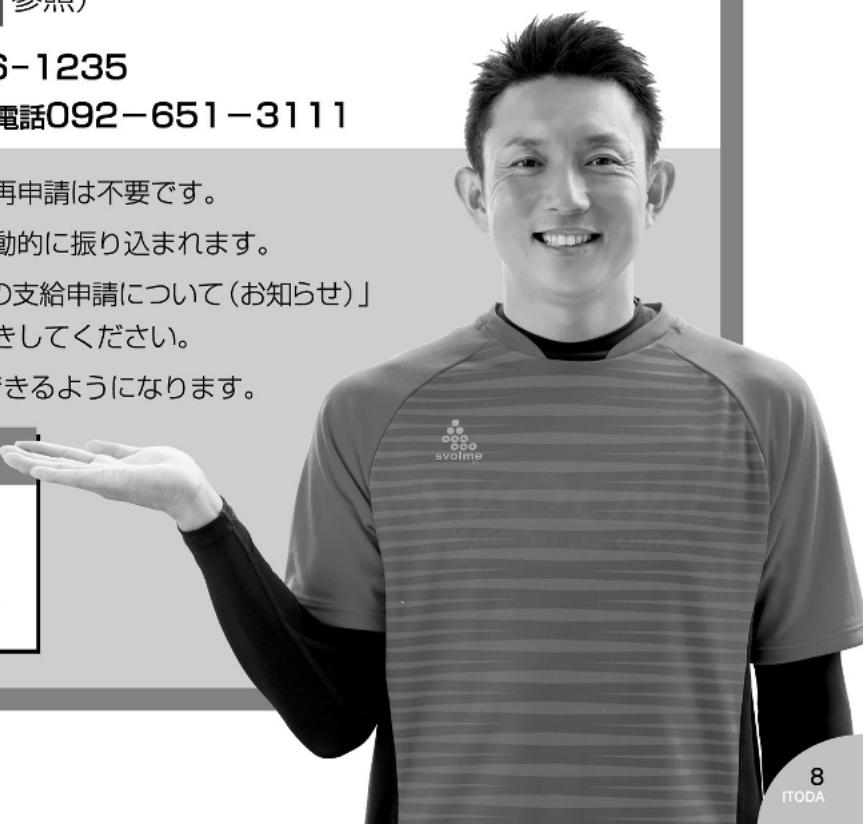
※一度申請すると、次回から振込先口座へ自動的に振り込まれます。

※振込先口座が未登録の人には「高額療養費の支給申請について(お知らせ)」を送ります。届いた人は住民課窓口で手続きしてください。

※現役並みⅠ・Ⅱの人には限度額認定証を発行できるようになります。

### 【手続きに必要なもの】

- ◆本人名義の通帳
- ◆印かん
- ◆通知カードまたはマイナンバーカード





# やすらぎ

社会福祉協議会では寄せられた一般の募金や香典返し、赤い羽根共同募金配分金により糸田町の地域福祉事業をおこなっています。寄付は社会福祉協議会事務局で受け付けています。

## 寄付・贈り物の受付先

糸田町社会福祉協議会 糸田町社会福祉センター内(役場横)  
電話26-4540 FAX26-3666

## 平成29年度 糸田町社会福祉協議会で使われた費用をお知らせします

支出総額  
**110,930千円**

### 糸田町から委託を受けている福祉サービス費 73,884千円

内訳：児童館、学童クラブ、社会福祉センター、老人作業所、学校障がい児介助員派遣、文化会館にかかる人件費と運営費、地域交流拠点推進事業

財源：町からの委託料、事業収入、負担金収入



### 法人運営費 30,737千円

内訳：事務局人件費・運営費、福祉バス運行事業費、広報

財源：町からの運営補助金

### 県委託事務費 225千円

内訳：生活福祉資金貸付事務費

財源：県からの委託料



### 本会独自事業費 964千円

内訳：小地域活動推進、ボランティア活動の推進、福祉団体活動支援

財源：みなさんの香典返しなど

### 共同募金配分金事業費 762千円

内訳：老人福祉活動、児童青少年活動、  
福祉育成援助活動、障がい児者福祉活動

財源：赤い羽根共同募金



### 介護保険事業費 4,358千円

内訳：居宅介護支援事業の  
人件費と運営費

財源：

事業収入



## お知らせ

### 児童館7月のお知らせ

◆休館日  
毎週月曜日、  
17日(火)  
◆開館時間  
午前10時～  
午後6時  
※小学生未満のお子さんは保  
護者と一緒に来てください。



◆大会結果  
3位 準優勝  
今 小 中  
村 林 村  
暢 玉 和  
宏 美 子  
(敬称略)

糸田町老人クラブ主催のグラウンドゴルフ春季大会が5月21日、町民グラウンドで開催されました。毎年人気のスポーツ大会で、今大会も46人の参加で賑わいました。次回秋季大会も振るつて参加ください。

**初参加の人が  
続々増えてます**

# 健康ひろば

kenkouhiroba

日々の暮らしに役立つ健康だより



## チェック 「乳がんCheck！」シートを届けます!!

■問合せ 糸田町保健センター 電話49-9020

最近、テレビなどで乳がんの話題をよく目にします。乳がんは、乳房にある乳腺にできる悪性腫瘍です。近年では30代後半から増え始め、40代後半～50代前半が最も多い年代です。さらに、閉経後の60代前半で再びピークを迎えます。



乳がんは、早期の段階で自覚症状があまりなく、がんの進行とともに症状が現れます。代表的な症状の一つに“乳房のしこり”があります。

しこりはほかの病気でも見られ約90%が良性ですが、乳がんのしこりは硬く、あまり動かないのが特徴です。身体の表面の近いところに発生するため、自分で観察したり触れたりすることで発見できる可能性が高いです。また乳がんの60%以上は自己触診法(セルフチェック)で発見されています。

今月号では、広報誌と一緒に乳がんチェックシートを届けます。このシートをお風呂場や洗面所などで利用し、ぜひ毎月1回はチェックする習慣をつけましょう。もしも、しこりを発見したら自己判断せず専門医の診断を受けましょう。

また、2年に1回の乳がん検診もきちんと受けましょう。本町では、30代はエコー検査、40歳以上の人はマンモグラフィ検査が可能です(昭和52年4月2日～昭和53年4月1日生まれの女性は、クーポン券を利用して無料で受診可)。

※次回の集団検診の案内は、広報誌9月号に掲載予定。対象者には9月頃に封書で案内を送付します。

※クーポン券は、6月頃に個別に送付しています。



◆大腸CT検査機の導入  
近年、がんの中でも「大腸がん」で亡くなる人が増加しています。最新の国立がん研究センターの発表では、女性のがん死亡原因「第1位」、男性のがん死亡原因「第3位」です。しかし、大腸がんは早期発見、早期治療で大抵は治ります。

そこで用いるのがマルチスライスCTを利用した新しい大腸の検査方法です。これは従来の大腸内視鏡検査のように、内視鏡を入れたり注腸X線検査のように、肛門からバリウムを注入せずに調べることが出来ます。細いチューブを肛門から数cm入れ、炭酸ガスまたは空気を入れ大腸をふくらませ、うつ伏せ、仰向けでそれぞれ約10秒間撮影をするだけで終わりです。今までの検査と違い、患者にかける負担も軽減できます。一度相談ください。



■問合せ 糸田町立緑ヶ丘病院 電話26-0111

## システム導入のお知らせ

◆遠隔画像診断システムの導入

今回、当院と遠隔画像診断サービスをあこなう株式会社ドクターネットガイ

ンターにて回線によって結ばれ遠隔画像診断システムの運用を開始しました。

このシステムは、インターネットを介して当院のCT画像データを相手側に送信し、放射線診断専門医に診断をしてもらうものです。

この導入で、より正確で質の高い診断ができます。

現段階では週に1回、放射線科の先生が読影をおこなっていますが、緊急時などにも、このシステムでの診断を依頼できます。

ターネット回線によつて結ばれ遠隔画像診断システムの運用を開始しました。

このシステムは、インターネットを介して当院のCT画像データを相手側に送信し、放射線診断専門医に診断をしてもらうものです。

この導入で、より正確で質



## 5月 実りを祝つて

## ● 小学2年生イモ苗植え体験 ●

5月22日、廣房達生さんの畠で小学2年生がイモ苗植え体験をしました。

廣房さんから「苗を縦向きに植えると大きく育ち、横向きに植えると数多く育つよ」と植え方の説明を受け、約500本の苗を植えました。このイモは、10月くらいに収穫の予定。子どもたちは苗ひとつにつに「元気においしく実ってね」と愛情を込めて、貴重な体験に心を弾ませていました。



## 5月 19日 「学ぶ」楽しさを

## ● 土曜サークル開講式 ●



5月19日、糸田小学校多目的ホールで平成30年度「土曜サークル」の開講式がおこなわれました。

今年は、料理、パソコン、書道、折り紙、クラフト、何でもチャレンジの全6教室に87人の児童が参加します。

開講式では、高上校長先生から「講師の先生から知らないことをたくさん教えてもらって、思いっきり楽しんでください」と激励のことばが贈られました。

## 6月 7日・6月 9日 小・中ともに学力アップへの取組み

## ● 学力補充教室開講 ●

学力アップ教室(小学生)と糸田希望塾(中学生)の平成30年度開講式が6月7日と9日にそれぞれ小学校と町民会館でおこなわれました。

7月時点での小学生、中学生合わせて約70人のやる気満々の生徒が参加しています。

教師のOBや福岡県立大生など講師の指導を受けながら、苦手科目の克服を目指します。



## 糸田町住民講座 参加無料

自分でできるフレイル(健康な状態と要介護状態の中間期)チェックや予防のポイントを学ぶ住民講座を開催します。

早期に発見して改善することが介護予防のポイントです。ぜひ、参加してください。

※介護予防ポイント対象講座

◆日時 7月30日(月) 午後1時30分～午後3時

◆場所 保健センター 多目的ホール

◆講師 飯塚病院 理学療法士

◆申込み締切 7月25日(水)

午後5時まで

◆申込み・問合せ

地域包括支援センター

電話26-9090



4月  
29日

5月  
3日

## 日々の練習が結果に

## ● 田川地区中学校夏季シード決定戦サッカー大会 ●

4月29日と5月3日、田川地区中学校夏季シード決定戦サッカー大会が田川市こがねが丘陸上競技場でおこなわれました。

本町からは中学校サッカー部が出場し、全4試合の激戦の末、見事に優勝を果たしました。

部員数は少ないですが、顧問の先生の指導のもと、日々の厳しい練習の成果を結果につなげることができました。

優勝の歓喜に沸く部員たちは、今後の試合でも良い結果を残せるように練習を頑張りたいと意気込んでいました。



## 6月 2日 学ぶ喜び、笑いの大切さ

## ● くらしの大学講座開講式 ●

6月2日、町民会館でくらしの大学講座開講式がおこなわれました。

主催者の佐々木淳町長から「人間の限界寿命は120歳。これからも元気に学んで欲しい」と激励の言葉がありました。

記念講演では、おおいた観光特使の矢野大和氏による「笑って元気～家族の絆・親子の絆・地域の絆～」をテーマに学びを深めました。題目通り、独特の語り口で最初から最後まで笑いの絶えない楽しい「口演会」となりました。

くらしの大学受講生としての在り方などについても話があり、充実した開講式でした。



5月  
28日

● 桃山サロン ●

● 桃山サロン ●

● 桃山サロン ●

5月28日、桃山集会所で桃山サロンがおこなわれました。今回は、サロン70回目を記念して尺八の体験も兼ねた演奏会やコーヒー、お菓子の振る舞いなどで賑わいました。演奏会では、尺八の講師に誠峰会の久保誠三郎氏・久保悦子氏を迎えて、歌謡曲をはじめ約15曲ほどを披露しました。後半では演奏の曲に合わせて、会場の全員で歌舞など和やかな雰囲気でした。その後、コーヒータイムとして煎れたてのコーヒーを飲みながら参加者で語らうなど楽しいひとときを過ごしました。





# 平成31年度 糸田町職員採用試験

飛び  
どん!  
んな  
壁も!!  
越えよう



## 試験区分

**一般事務 2人程度**

昭和61年4月2日～  
平成13年4月1日生まれ

**栄養士 1人程度**

昭和61年4月2日～  
平成11年4月1日生まれ

**水道事務 1人程度**

昭和53年4月2日～  
平成6年4月1日生まれ  
※採用人数は変更の場合あり

※日本国籍を有しない永住者や特別永住者も受験可

※地方公務員法第16条(欠格事項)の規定に該当する人は受験不可

第1次試験日

10月14日(日)

場所 町民会館・  
住民センター

※追加・変更の場合あり

受付期間  
(土・日・祝を除く)  
**8月1日(水)～  
31日(金)**  
**午前9時～  
午後5時**

糸田町に!  
飛び込もう!

魅力 ぐつぐつ!  
糸田町

8月1日から総務課で試験案内と試験申込書配布開始(ホームページからでも印刷できます)。申込みは役場2階総務課まで。

受験資格や申込み方法など、詳細は糸田町ホームページで確認してください。

申込み・問合せ／総務課

電話26-1231



スマートフォン  
携帯で読み取ってください